

蟹江町歴史民俗資料館

年報

第 38 冊

平成 30 年 3 月

蟹江町歴史民俗資料館

目次

I	歴史民俗資料館概要	1
1	沿革	1
2	施設概要	1
II	歴史民俗資料館事業	2
1	展示	2
(1)	常設展示	2
(2)	特別展示	3
(3)	企画展示	4
2	教育普及	5
3	資料の収集・保管	11
(1)	収集資料の特色	11
(2)	収蔵資料の状況	11
4	調査・研究	13
5	情報提供	13
6	利用状況	13
III	文化財保護事業	15
1	文化財保護等事業費補助事業	15
2	文化財公開事業	16
3	文化財普及・啓発事業	17
4	須成祭ユネスコ無形文化遺産登録関連事業	18
IV	資料編	20

須成祭を含む日本の「山・鉦・屋台行事」が ユネスコ無形文化遺産へ！ 評価機関勧告

日本の「山・鉦・屋台行事」について、ユネスコの評価機関により10月31日、無形文化遺産代表一覧表へ記載への勧告がされました。

「山・鉦・屋台行事」は、国の重要無形民俗文化財である33件の祭りで構成されており、その中にわが蟹江町の須成祭も含まれています。

正式決定については、エチオピアのアディスアベバで11月28日(月)～12月2日(金)(現地時間)に開催される政府間委員会において審議されます。



これを受け、蟹江町では、正式定直後に、祝賀する万歳会を次のとおり実施いたします。是非ご参加ください。また、後日となりますが、登録記念事業を、平成29年2月12日(日)に実施の計画をしておりますので、ご期待ください。

○須成祭ユネスコ無形文化遺産登録記念万歳会

日時 登録決定の翌朝 午前8時～8時30分

(会議の進捗状況により11月29日～12月3日のいずれの日程になるかは現時点では不明です。ホームページ、報道等の情報をご確認ください。)

会場 蟹江町役場

内容 くす玉割り、万歳、あいさつ、懸垂幕の設置等

○須成祭ユネスコ無形文化遺産登録記念事業

日程 平成29年2月12日(日)

場所 蟹江中央公民館 ホール

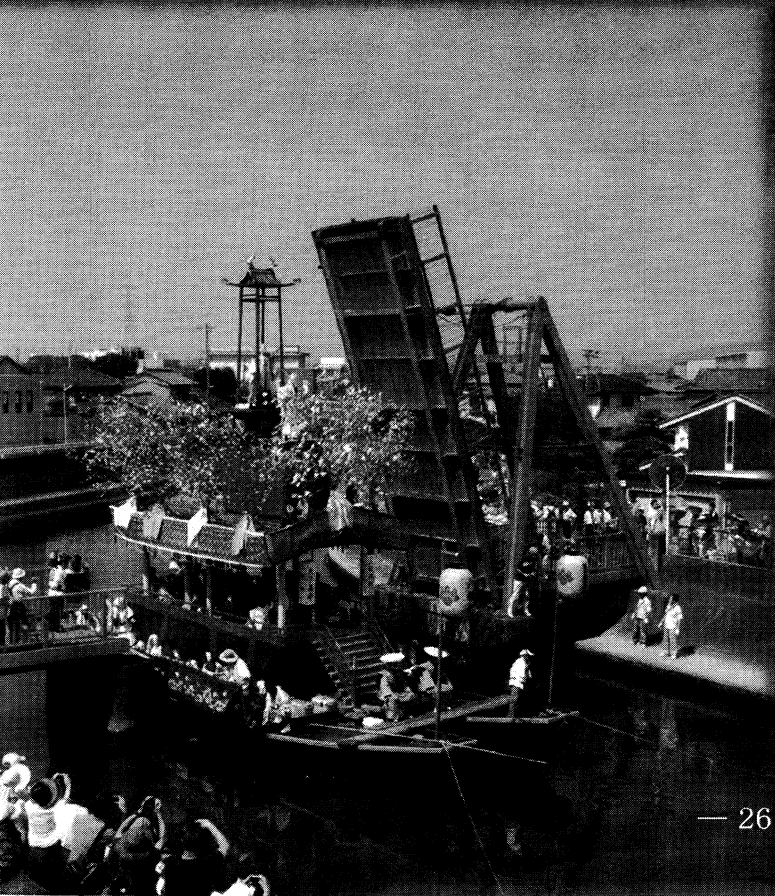
(詳細については、決まり次第ご案内します。)

須成祭ユネスコ無形文化遺産登録記念特別展

「須成祭の車楽船行事 と神葎流し」

平成29年1月21日(土) - 3月12日(日)

蟹江町歴史民俗資料館



開催にあたって

平成 28 年 12 月 1 日、須成祭を含む日本の「山・鉾・屋台行事」が、第 11 回ユネスコ政府間委員会において、無形文化遺産代表一覧表に記載すること（登録）が決定されました。

須成祭が国指定重要無形文化財になったのは平成 24 年 3 月であり、それからわずか 4 年少々の間の出来事でした。そのため、今回の登録決定のニュースを知り、初めて須成祭に関心を持たれた方も多くあるのではないのでしょうか。

須成祭は、優麗な川祭として行われる夏祭りですが、その中に古くから受け継がれてきた伝統が息づいています。今回の特別展では、実際に祭りに使われている道具や衣装に加え、古文書や写真を展示することで、多くの方に須成祭の伝統と魅力を感じていただきたいと存じます。

なお、この特別展開催にあたって、須成祭の保持団体であります、須成文化財保護委員会の方々にご多大なるご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 1 月吉日

蟹江町歴史民俗資料館

ユネスコ無形文化遺産とは

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。（ユネスコ憲章前文より）

無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）は、平成 15 年（2003 年）ユネスコ総会において採択、平成 18 年（2006 年）に発効しました。日本は、平成 16 年（2004 年）に世界 3 番目という早さでこの条約に締結、現在は 171 カ国が締結しています。

無形文化遺産は伝統芸能や伝統工芸技術などの無形のもをを対象に、文化の多様性やそれに関わる人々の行為や継承の課程を認めるものです。無形文化遺産保護条約は、締約国に対して無形文化遺産の目録を作成することを求め、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」を作成することなどを定めています。無形文化遺産代表一覧表には 366 件が登録されており、日本からは、能や歌舞伎、和紙や和食など、世界で 2 番目に多い 21 件が登録されています。

山・鉾・屋台行事とは

「山・鉾・屋台行事」に関するユネスコ無形文化遺産への提案については、平成 19 年、「日立風流物」と「京都祇園祭の山鉾行事」がすでに登録されていました。平成 21 年に「秩父祭の屋台行事と神楽」と「高山祭の屋台行事」を提案したところ、23 年の政府間委員会で先に登録されている 2 件との類似性が指摘され、「情報照会」の決定がされたため、見直しが必要となりました。そこで、平成 26 年、国の方針により、国の重要無形民俗文化財に指定されている「山・鉾・屋台行事」全てをグループ化して提案することが決められ、その中に須成祭も含まれることになりました。26 年 3 月には 32 件の祭り行事が提案されましたが、各国からの提案件数が多数であったため、登録件数が多い日本の審査が先送りされることになりました。平成 27 年 3 月には、